

家庭ごみ処理有料化の導入についての基本的な考え方についての意見募集（パブリックコメント）の実施結果

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成25年11月27日（水）から平成25年12月26日（木）まで

意見の提出件数：18件

総意見数：36件

記号	対 応 区 分	件 数
○	意見を反映し、修正したもの	4件
□	意見の趣旨や考え方が既に盛り込まれているもの	9件
■	意見は反映させないが、今後事業実施の際に参考とするもの	14件
▲	反映できないもの	9件

2. 提出された意見と市の考え方

提出された意見とその対応は以下のとおりです。一部要約や分割をしていますので、ご了承ください。

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
1	制度全般について	有料化に際しては、極力経費がかからない方法を選択することを要望する。	□	制度導入にあたっては、最小のコストで最大の効果が得られるよう制度設計することが常に求められるものと考えます。「3. 家庭ごみ処理有料化の仕組み」の「(2) 手数料の料金体系」、「(5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法 ①有料指定ごみ袋の種類」、「(6) 手数料の減免 ②減免対象品目の範囲」、「4. 有料化に当たっての留意事項」の「(5) 収集の方法」、「(6) 事業系ごみの取り扱い ②少量排出事業所」等の項目で費用対効果の考えが反映されていますが、具体の制度設計と制度の運営にあたっては、より経費がかからない方法を選択するよう努めます。

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
2	制度全般について	<p>家庭ごみ処理の有料化は、排出量の抑制、分別の徹底、減量化・資源化の動機付けに一定の効果があるも、市民に対する主要行政サービスの後退であり、市民税との「税の二重取り」の側面もある。有料化による市民の費用負担は最小にすべく、最終処分場の新設（自前確保）によるごみ処理コストの低減施策を併せて実施してもらいたい。</p>	■	<p>用地の確保や建設及び維持管理のコストの問題を含め、最終処分場の新設が困難である中、最終処分量の減量と環境負荷の低減を図り、できる限りごみを燃やさない、埋め立てないためのごみの減量化、資源化策を進めることは、本市の恵まれた自然環境、生活環境を将来にわたり守っていくことにもつながるものと考えます。最終処分のあり方については、引き続き重要な課題として検討していきます。</p>
3	制度全般について	<p>不法投棄の増加や家計の負担が増えるため絶対に反対する。</p>	▲	<p>逗子市では、従来から不法投棄は多くはなく、平成 24 年 4 月の事業系ごみの実質的な有料化に当たっても、目立った増加はありませんでした。有料化実施市のデータを見ても、有料化の導入により不法投棄が増えるという顕著な傾向は無いようです。制度導入が環境意識の向上に寄与している側面もあると考えられます。市では、従来から県と協力して不法投棄のパトロールを実施するとともに、不法投棄が発生した際には、警察とも連携して迅速な対応を図っています。家庭ごみ処理有料化の導入に当たっても、不法投棄が増加することがないように、関係機関と連携して防止策を図っていきます。</p> <p>また、有料化の導入の最大の目的は、ごみの排出量に応じた負担の公平化を図ることにより、ごみの減量化、資源化を促進し、なるべくごみを燃やさない、埋め立てないようにすることです。</p> <p>なお、最終処分につながる「燃やすごみ」と「不燃ごみ」を有料とし、リサイクル可能な「資源ごみ」は無料とする予定ですので、分別徹底や排出抑制に努めていただき「燃やすごみ」、「不燃ごみ」を減らせば減らすほど、家計の負担を抑えることができますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
4	制度全般について	<p>家庭ごみ処理有料化に反対。今回の記載内容はごみ有料化を目的とした一時しのぎの場当たりの対策でしかない。ごみ処理施設の老朽化で将来的に建てかえ、又は、新規に土地を購入し焼却炉を建設する必要があるといいながら、その点には何一つ触れていない。市の予算は年度毎の使い切りだと思うが、焼却炉の再建、あるいは新規の土地購入には莫大な費用が必要となるため、先延ばしにしているだけだと思うが、耐用年数もあるため、特例をつくり積立金を設け、将来的に必要な焼却炉の建てかえ、又は、新規の土地購入等に必要な諸経費を準備するのが先決だと思う。来年からの消費税増税、物価上昇、しかも年金は減額、このうえ家庭ごみ処理の有料化では、低所得者や年金暮らしの市民はますます生活が大変となる。市の予算の見直しをして予算の無駄を省き、無料のままを希望する。</p>	■	<p>喫緊の課題である最終処分量の減量と環境負荷の低減を図るために、できる限りごみを燃やさない、埋め立てないように、ごみの減量化、資源化策を進めることは、本市の恵まれた自然環境、生活環境を将来にわたり守っていくことにもつながると考えます。環境クリーンセンターの焼却施設は、平成23年度から25年度の3か年で延命化のための大規模改修工事を実施しています。今後の焼却施設を含むごみ処理施設の維持管理計画については、引き続き重要な課題として検討していきます。</p>
5	制度全般について	<p>有料化のみで課題の解決ができるのか。 4ページの間接処理及び最終処分における現状と課題に関して、有料化によってごみ処理費の増加の課題が解決し、ごみ処理費用の増加（老朽化対策の償却費も含めて）は無いと誤解を生じ易い表現です。 まずは、①最終処理場の延命や資源化（外部委託）により今後増加するであろう費用（潜在的増税）を明確して、②有料化の抑制効果により、削減が見込まれる費用（ごみ量の20%）、そして、③有料化によって得られる収入をそれぞれ明確にしていきたい。これにより、有料化では解決出来ない残された課題を明確にできると考えられる。色々な課題に対して有料化以外の対策が必要なことも述べる必要があるのではないかと。 ごみ処理で必要（増加が見込まれる）費用については、焼却灰全量搬出した場合の試算のみでは、これがなにを意味するものかの説明がない。15ページ（参考資料）のごみ処理経費にしめされる88,700万円との関係もよく分からない。</p>	○	<p>ご意見をふまえ、記載内容を一部修正します。</p>

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
6	3(1) 有料化の対象	過剰包装が目に見える。むしろ、料金を課すのであれば、そうした包装に対して課すべきである。	▲	<p>今回の家庭ごみ処理有料化の導入に当たっては、過剰包装の問題を家計への負担に転嫁することの無いよう、資源ごみとして分別収集している容器包装類は、有料化の対象としていません。過剰包装をなくすことは重要ですが、家庭ごみ処理有料化の施策の中で積極的に取り組むことは困難と考えます。</p> <p>なお、容器包装リサイクル法においては、事業者及び消費者は容器包装の過剰な利用を控えることなど、容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めることとなっています。</p> <p>逗子市では、ごみの排出抑制や再生利用等に積極的に取り組む小売店等の指定制度を設けており、ごみの減量化・資源化の促進とともに、小売店等の取り組みが周知されることによって、市民の皆さんの意識が向上することを期待しています。</p>
7	3(1) 有料化の対象	ごみの有料化はやむを得ないが、ビニールごみ、戸別訪問の有料ごみの扱いはどうなるのか。	□	<p>再生利用が可能な資源ごみである、ビニールごみ（容器包装プラスチック）は、今回は有料化の対象外とする予定です。</p> <p>すでに有料で戸別収集を実施している粗大ごみについては、家庭ごみ処理有料化の料金水準との整合性を図り、近隣市における取り扱いや家庭からの排出実態等をふまえ、見直すべきとしています。近隣自治体の料金水準と本市粗大ごみの処理原価をふまえ、手数料水準を見直すとともに、近隣市における取り扱いを参考に、市民の皆さんに分かりやすい仕組みにすることを検討します。</p>

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
8	3(4) 手数料の設定	<p>逗子市においてはごみの減量は喫緊の課題であるため、なるべく早期に家庭ごみの有料化を実施すべきであると考えます。当該施策を行うことにより、ごみ処理費用の低減が見込まれる。</p> <p>燃やすごみおよび不燃ごみだけを有料化の対象とすることにも賛成である。ただし、不燃ごみについては、袋の大きさ当たりの単価を高くする(2倍程度を想定)ことも検討してはどうか。このことで不燃ごみをまとめて廃棄することを促進し、収集運搬コスト等の削減効果が高くなると考える。不燃ごみの処理費用の試算の仮定は違和感がある。</p> <p>なお、この対応を行うには、燃やすごみと不燃ごみの袋の色又はシールの色を変える必要がある。</p>	■	<p>ごみの減量化・資源化を促進するために、燃やすごみ、不燃ごみを有料化の対象として発生抑制・排出抑制の推進を図ります。具体的な手数料は、燃やすごみ、不燃ごみともに概ね1リットル当たり2円を予定しており、経費面で有利な共通袋とする考えです。</p> <p>不燃ごみの扱いについては、ご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
9	3(4) 手数料の設定	<p>粗大ごみの料金は現行制度のままにしてほしい。証紙枚数は市ホームページ、電話による問合せですぐ分かり、煩雑ということはない。手続きの簡素化という名もとの料金値上げではないか。(値上げなら、そのように書くべき。)</p>	▲	<p>粗大ごみ処理費用は1個当たり平均600円程度かかるのに対し、現状では9割以上が証紙1枚250円の手数料となっています。家庭ごみ処理有料化の導入に当たり、粗大ごみについても、最終処分量の減量と環境負荷の低減のため、発生・排出抑制を図っていく必要があること、現在の料金水準が実際の処理費用と乖離し、近隣市と比較しても低廉であることから、値上げが必要と考えています。</p> <p>なお、ご意見をふまえ、記載内容を一部修正します。</p>

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
10	3(5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法	<p>3リットル袋、6円も作るべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数世帯で日頃からごみ減量化に努めており、3日間分(燃やすごみの収集は月、金の2回で、金、土、日の3日間)のごみは3リットルで充分。 ・最小が5リットル袋であると、少人数世帯でのごみ減量努力を無にすることになり、また少人数世帯が大所帯のごみ処理費用を負担する結果になる。 <p>横浜市、鎌倉市で行われている高齢者の交通費補助もない中、ごみ処理有料化のみ先行するのは甚だ理解に苦しむが、どうしても必要ならば、市民の負担を公平にしてほしい。</p>	■	<p>有料化実施市の多くが「5リットル、10リットル、20リットル、40リットル」の4種類を採用しており、本市においても、製造等原価をふまえつつ、ごみ減量化に対する意識付けが図れ、市民の皆さんにとって使いやすい大きさとして、この4種類を採用する予定です。</p> <p>さらに小さい袋を作製することは、作製、流通にかかる経費が手数料の金額を上回ることが想定されるとともに、需要がどの程度あるのか検討が必要であることから、導入に当たっては精査が必要と考えます。</p>
11	3(5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法	<p>有料化については反対しない。ただ、袋の大きさについてお願いがある。家族の多い方、おむつを捨てる方は大きい袋が必要と思うが、ひとり暮らしの高齢者にとっては、正しく分別すればするほど、生ごみは少なくなる。日頃、私は生ごみを流しには置かず、少しでも乾いた状態にして出している。他のまちにお住まいの方に伺っても袋が大きいようで、大きな袋に少しのごみでは資源の無駄でありA4サイズにまちの入った袋で充分である。大きな袋にいっぱいになるまで待つと不衛生になる。その上、重くなってステーションまで持っていくことができない。ぜひとも、この意見をお聞き上げいただきたい。</p>	■	
12	3(5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法	<p>有料化になることには賛成。お金を出した袋なら、できるだけ詰め込もうと思ひ、水切りや細かくしようとする。袋の中の空気は自然に抜けて小さい固まりとなり、ネットボックスの中もすっきりしてカラス被害が少なくなると思う。そこに氏名を書くことで、間違った出し方が少なくなると思う。有料化に併せて指定ごみ袋への氏名明記を検討してほしい。新しいことを始めるこの時に一緒に始めてほしいと思う。高齢者の多い逗子市、赤字財政を減らし、土地の有効利用の手伝いを市民一丸となって協力しなければと思う。</p>	■	<p>いただきましたご意見のとおり、家庭ごみ処理の有料化は、ごみの減量化・資源化の促進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性を確保することを目的としています。</p> <p>有料指定ごみ袋へ氏名の記入については、不適正排出の減少につながることを期待されますが、プライバシー保護の観点から、慎重な検討が必要と考えます。ご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
13	3(6) 手数料の減免	低所得者層に対しては何らかの手当てを考えたとしてもよいと思われる。ただし、ごみ処理費用すべてを穴埋めする必要はないと考える。	□	「3. 家庭ごみ処理有料化の仕組み(6) 手数料の減免 ①減免対象者の範囲」にご意見の趣旨が盛り込まれています。 減免対象者の範囲については、一般廃棄物処理手数料の減免対象となっている生活保護受給世帯のほか、福祉政策上の要請がある場合に、関係する所管と十分に調整のうえ、検討します。一方で、公平負担の原則を堅持する観点から、該当世帯への指定ごみ袋配付枚数に制限を設ける等、減免対象者にも一定のごみ減量の努力を促す方法を検討することが必要と考えています。
14	3(6) 手数料の減免	経済的弱者は無料でごみを出しても可、とするのは、ごみの減量の考え方からは不相当だと思う。ごみを捨てるには手数料がかかるという意識付けのために、経済的弱者には世帯人数に応じた枚数の「ごみ袋購入割引券」を配付し、一般より安価(例えば半額)で購入するようにすべき。	□	
15	3(6) 手数料の減免	有料化の必然性について理解できるが、低所得者層への配慮など、見直しの必要が出てきた際には窓口を設置して、市民生活の経済負担が軽くすむように、これからも考慮してほしい。	□	
16	3(6) 手数料の減免	植木等の剪定ごみは無料をお願いします。我が家にも植木があるが、剪定を行うたびに45リットルゴミ袋で20~30袋ほど出てしまう。もし有料化されるので維持費だけでも高額となるため、すべての植木を処分することになってしまう。	□	植木ごみは、緑化推進及び資源化促進の観点から、減免対象品目とし、従来どおり無料で収集することが適切と考えています。
17	3(6) 手数料の減免	ボランティア活動団体が生活困窮家庭の庭草刈・植木剪定を行い、多量のためステーションに出しきれず、やむを得ず環境クリーンセンターに持ち込んだ場合、その活動がボランティア活動であることを公的な団体が証明できれば、減免対象となるように検討してほしい。 理由①植木剪定枝が資源ごみであること。 ②少量の場合にはステーションで対応できるが、多量の場合、環境クリーンセンターに持ち込まざるを得ないこと。	▲	今回の家庭ごみ処理有料化は、現在、無料でステーション収集しているごみを有料化する制度改正であり、従来から有料としている環境クリーンセンターへの持ち込みごみに関しては、制度の変更は予定していません。

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
18	3(6) 手数料の減免	植栽の伐採の枝などは粉碎機のレンタルがあるようだが、運搬の問題もあり、なかなか普及していないのではないか。	▲	平成22年度から、家庭用植木剪定枝粉碎機の無料貸出事業を実施するとともに、購入費の助成を行っています。貸出及び返却の際には市の職員が運搬し、使用方法の説明等を行っています。今後も、広報ずしや市ホームページ等により周知を充分に行うなど、普及に努めます。
19	4(1) 市民への周知徹底と啓発活動	各自治会との協力が重要だと思う。ステーションへのポスターの掲示、広報物の各世帯への配付等、自治会の要望に協力してほしい。(ポスターをパウチするにはお金がかかるため。)	○	ご意見をふまえ、記載内容を一部修正します。 なお、「4. 有料化に当たっての留意事項(2) 不法投棄・不適正排出対策 ②不適正排出対策」にもご意見の趣旨が盛り込まれています。 家庭ごみ処理有料化の導入に当たり、ごみ減量化・資源化の拡大を図っていくためには、自治会町内会の皆さんとの連携が不可欠であると考えています。
20	4(1) 市民への周知徹底と啓発活動	集合住宅の周知徹底に管理組合の利用を明記する。 11 ページの市民への周知徹底と啓発活動で自治会に未加入の市民とひとくくりになっているが、集合住宅(マンション)の住民は、ごみ処理に対しては区分所有法に基づく管理組合に属しており、明示的に自治会と併記して、「自治会/マンション管理組合」と明記すべきと考える。集合住宅の戸数は、主に自治会に属する1戸建の戸数に比べて多いのではないかと思う。私の住む沼間のマンションは壱番館、弐番館、そして参番館は全て自治会を持たず、総数で400世帯を超えている。個別に管理組合を回って、説明されることを望む。	○	ご意見をふまえ、記載内容を一部修正します。 なお、自治会やマンション管理組合単位での説明会も実施しますので、ご要望がありましたら、お気軽にご連絡ください。
21	4(2) 不法投棄・不適正排出対策	家庭ごみ処理有料化については反対。有料化することにより、不法投棄が一番懸念される。	▲	逗子市では、従来から不法投棄は多くはなく、平成24年4月の事業系ごみの実質的な有料化に当たっても、目立った増加はありませんでした。有料化実施市のデータを見ても、有料化の導入により不法投棄が増えるという顕著な傾向は無いようです。制度導入が環境意識の向上に寄与している側面もあると考えられます。市では、従来から県と協力して不法投棄のパトロールを実施するとともに、不法投棄が発生した際には、警察とも連携して迅速な対応を図っています。家庭ごみ処理有料化の導入に当たっても、不法投棄が増加することがないように、関係機関と連携して防止策を図っていきます。

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
22	3 (3) 手数料徴収の方法	<p>家庭ごみ減量手段としての有料化は、ごみ減量に効果があると思うので、基本的に賛成。「指定ごみ袋」の利用は、理屈では合理的な方法ですが、“致命的”な問題があり、以下の問題に対する納得できる解決策が提示できなければ反対。</p> <p>[問題]</p> <p>指定ごみ袋を使用しない“不法廃棄物”が、永久に片付かない。指定ごみ袋が使われていない廃棄物を、収集車が持ち帰らないと、何ヶ月経ってもその“不法廃棄物”はごみステーションに積層されていく。一方で、山積みになった“不法廃棄物”を、市や周辺住民の、何らかの配慮で片付けてしまうと、不法投棄をした人は、「指定ごみ袋を使わなくても、最終的には誰かが回収してくれる」と判断して不法投棄が常習化してしまう。</p> <p>また、通りがかりの観光客などが、制度を知らずにごみステーションに投棄したごみも上記と同様、永久に残置されてしまう。</p>	○	<p>ご意見をふまえ、記載内容を一部修正します。</p> <p>広報ずし、市ホームページによる情報提供、チラシやパンフレット等の配布、有料化導入前の住民説明、有料化実施当初の立ち会い指導やパトロール、ルール違反ごみの内容調査等により、排出ルールを守っていただくよう、対策に努めます。</p>
23	4 (2) 不法投棄・不適正排出対策	<p>公道に散らかっているごみを誰がどう処理をするか、解決策が必要。</p> <p>[問題]</p> <p>私たちの自治会では、多くの住民が、家の周囲の公道を自主的に清掃している。この清掃で集まるごみは、枯葉、樹木の小枝、タバコ吸殻、タバコ空箱、コンビニの食品包装物、ファーストフードの食べ残し、飲料の空き缶などがある。これらを“善意”で清掃した人に、“自分が購入した有料ごみ袋を使って廃棄しろ”とは言えない。道で集めたごみを、枯葉とタバコの吸殻に分類させるのも、理不尽だと思う。</p> <p>また、公共の場に放置されたコンビニのごみなどは、気がついた自治会員が、善意で持ち帰って、自宅のごみとして廃棄している。「公道や公共場所を清掃したごみを、自費を出して廃棄するのはおかしい」と考えると、住民は家の周りの道路は清掃する気持ちがなくなる。</p> <p>その場合、市は定期的に市中の公道を清掃できるのか。</p>	□	<p>清掃のご協力をいただきありがとうございます。「3. 家庭ごみ処理有料化の仕組み(6) 手数料の減免 ①減免対象品目の範囲」に記載のとおり、ボランティア清掃ごみは有料化の対象としない考えです。なお、「ボランティア清掃ごみ」の範囲は、基本的には、自治会町内会単位での地域の美化活動、清掃活動を想定していますが、小規模な美化活動、清掃活動についても、自治会町内会等を通じて確認できれば、有料化の対象としない扱いとすることも可能と考えます。</p> <p>なお、市では、逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例及び逗子市空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに歩行中の喫煙防止等に関する啓発活動促進要綱に基づき、啓発活動を行うとともに、委託事業者による市内主要道路の散乱ごみの清掃を定期的実施しています。今後も引き続き市内の美観の保持に努めてまいります。</p>

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
24	4(2) 不法投棄・不適正 排出対策	<p>県道、トーテムポール広場、踏切歩道橋に散らかっているごみを、誰がどう処理をするか、解決策が必要。</p> <p>[問題]</p> <p>県道清掃で回収されるごみは、ファーストフードの食べ残し、空き容器袋、コンビニの空き容器袋、飲料コップ、飲料缶、酒の空きびんとその変形破損物、タバコ吸殻、タバコの空き箱、ライター、使い捨てマスク、ティッシュペーパー、楊枝、歯間ブラシ、壊れたビニール傘、折畳み傘ケース、手袋、マフラー、カチューシャ、髪止め、靴下、靴、ハンカチ、軍手、作業用部材、段ボール、緩衝材、毛布、クッション材、車両部品、ホイールキャップ、ミラー破片、釘、落ち葉、小枝、石、コンクリート片などです。これら、ボランティアで清掃回収した「ごみ」をどのように無料で回収していただけるか、対策案を提示して欲しい。量から言えば、ファーストフードなどのテイクアウト店、コンビニの食べ残し、飲料の空き缶が圧倒的に多い。これらを、一括回収して、清掃した私が細かく分類することは不可能であり、個人が購入した「袋」に入れて、個人が費用を負担しろ、という形では、ボランティアは続けられません。</p> <p>[解決の一案]</p> <p>持ち帰り用の商品を販売する商店がごみ処理費用の一部を負担し、それを原資として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道、公道については、市の負担で清掃する。 ・自治会で認定した、清掃ボランティアには、公道清掃袋を無料配付する。 	□	23と同じ

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
25	4(2) 不法投棄・不適正 排出対策	<p>容器包装プラスチックごみに燃やすごみ等を混入するインセンティブに対する対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対するごみの分別廃棄の徹底を促す活動(分けられていないゴミは回収しないことの徹底等) ・適切に分別しないと容器包装プラスチックごみも有料となる可能性があることや不適切な分別によりどれほどのコスト増となるかの周知活動を行うことが考えられる。 <p>上記対応を行っても、問題の解決とならない場合は追加的な対応(容器包装プラスチックごみの有料化等)を検討すればよいと思われる。</p>	□	<p>「3. 家庭ごみ処理有料化の仕組み(1) 有料化の対象」にご意見の趣旨が盛り込まれています。</p> <p>有料化の対象は、「燃やすごみ」、「不燃ごみ」としていますが、不適物混入の多い容器包装プラスチックに、より違反ごみが混入し手選別作業が増加する可能性が危惧されます。いただいたご意見を参考に、必要に応じて対策を検討します。</p>
26	4(3) 収入の使途	<p>12 ページの収入の用途について、この収入は市全体の優先順位に照らして決めるべきであり、ごみ処理関係に紐づけることは避けるべき。初めから用途を限定することは、健全な意思決定を阻むものとする。</p> <p>15 ページ参考資料のごみ処理経費に対する手数料の割合の試算による約20~24%から逆算すると約17,700万円~21,200万円の収入を見込んでいることが伺える。ごみ量の20%削減を見込むことから単純な計算ではないだろうが、1億円以上規模の収入と察する。そもそもごみ処理は、地方自治体が存在する理由の一つであり、税金でその費用を賄うものであると理解している。ごみ量の抑制を目的としたといっても、形を変えた税金と理解している。</p>	▲	<p>ごみ処理手数料は、他の公共料金や手数料等と同様に、手数料収入の性質上、ごみ処理経費に充当することが求められます。また、有料化の最大の目的として、「ごみの減量化・資源化」を掲げていることから、手数料収入は、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発等を目的とした、清掃関連事業に特定して運用することが適切との考えです。</p> <p>なお、ごみ処理にかかる人件費や設備費などの経費は、収集、処理をするごみ量が大きく減れば、長期的には人員体制や施設規模の縮小等による経費削減と予算の有効活用につながるものと考えます。</p>
27	4(3) 収入の使途	<p>市民から徴収した料金及びごみ処理費用の低減という市の財政予算のプラス要素は、学習スペースの増設等や教育予算に配分することを要望する。</p>	▲	

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
28	4(5) 収集の方法	現在の方法では、時間外や収集品目以外の排出等でカラスの被害が多く、ごみステーション周辺に住んでいる人は大変迷惑を受けている。それを考えると、戸別収集が実現されるのであれば有料化に賛成する。しかし、ごみステーションに排出する方法で有料化ということでは、基本的な考え方に記載されている問題があるのは理解するが、私たちの住環境は現状と変わらず税負担だけが増えることとなるため反対する。	▲	「4. 有料化に当たっての留意事項(5) 収集の方法」に記載のとおり、現行のごみステーション収集方式での実施を想定しています。経費が多額になることから、戸別収集の導入は考えておりません。ご理解をお願いします。
29	その他	市民生活に直結するため、資源化設備の将来的計画を堅固に立ててほしい。	■	今後の資源化施設を含むごみ処理施設の維持管理及び更新計画については、重要な課題として検討していきます。
30	その他	有料化には賛成する。生ごみの分別収集を実施し、他のごみが混入している場合は収集しないとすれば、相当量のごみ減量となると思う。	■	「逗子市一般廃棄物処理基本計画」では、燃やすごみの約4割を占める生ごみを将来的に燃やさずに処理すべき計画としています。生ごみは、家庭用生ごみ処理容器などで比較的容易に家庭で処理することが可能であり、家庭での生ごみの自家処理を促進することは、最終処分量の減量と焼却量や収集運搬量の削減等、環境負荷の低減に大きく寄与します。家庭用生ごみ処理容器の普及拡大等による排出抑制を最大限進めつつ、将来的には、家庭で自家処理できずに排出される生ごみを、全量分別収集して燃やさずに一括処理する方法について、今後の技術開発の動向を見ながら、検討していく考えです。
31	その他	生ごみ処理容器は高齢者にとって負担が大きすぎる。	■	
32	その他	市の施設、市民交流センター、運動公園、青少年会館、市役所周辺等に生ごみ処理容器を設置し、近隣の住民が生ごみを持参する方法はどうか。	■	

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
33	その他	分別困難な高齢者への対策（認知症）を考えてほしい。	■	逗子市では、ごみを運び出すことが困難な世帯には、玄関先までごみを引き取りに行き、併せて安否確認を行う「ふれあい収集」を行っています。高齢化率は 29.6%（平成 25 年 12 月現在）と神奈川県内では非常に高く、分別困難な高齢者への対策は重要と考えます。また、ごみ出しを含め、日常生活が困難な認知症高齢者については、福祉部関係所管との連携が必要であると考えます。
34	その他	個人情報の含まれた紙ごみを資源ごみに捨ててもらうために、家庭ではシュレッダーがないため手でちぎって捨てたい。大量になるため、紙袋や封筒では散らかること、紙袋が家庭にないこともある。「ちぎって半透明ビニール袋に入れて、口をしぼって捨てる」などの指導があれば、分別しやすい。広報の際に検討してほしい。	■	いただいたご意見に留意し、広報ずし、市ホームページ等により、排出方法の周知に努めます。
35	その他	個人情報の含まれた紙類でシュレッダーできないとき、完全に溶解できるのか。	■	資源回収で回収された紙ごみは、リサイクルの処理過程で紙の繊維に溶解されて紙資源として再生されますが、重要な個人情報等は、安全のため、読み取れないようにして排出することをおすすめします。

その他（無記名）

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
36	3（6） 手数料の減免	<p>「ごみの減量化・資源化を進めることが、喫緊の課題となっている」ことについては十分に理解できるが、「各家庭から発生するごみ以外のごみ」についても十分な対策を考えていただかないと、現状では一部の市民の行為に頼ってかろうじて解決されている問題点が、表面化するように思われる。市当局において、事前にきめ細かい対応策を立案いただくようお願いする。</p> <p>[問題点]</p> <p>町内会で主催する清掃作業は、年に数回程度の頻度でしか行われず、公園、広場、街路樹、隣接する森林等で発生する落ち葉、枯れ枝、缶、ペットボトル、空きびん、空き弁当容器等の清掃は、日常的に近隣のごく一部の住民が好意で片づけているのが実情です。落ち葉などが多い時期には、1日に70リットルのビニール袋で5～10袋にも達し、現状では、その大部分は清掃する住民の個人負担で処理している。回収の労力、袋代、用具代に加え、清掃に協力し回収した個人が、今後、手数料まで負担することとなると、個人の善意による清掃が中断してしまうことが強く懸念される。清掃作業を好意的に行っている個人に費用を負担させることがないよう、対応策の実施をお願いする。</p>	■	<p>清掃のご協力をいただきありがとうございます。「3. 家庭ごみ処理有料化の仕組み（6）手数料の減免 ①減免対象品目の範囲」に記載のとおり、植木剪定枝（草、葉を含む植木ごみ）とボランティア清掃ごみは有料化の対象としない考えです。</p> <p>なお、「ボランティア清掃ごみ」の範囲は、基本的には、自治会町内会単位での地域の美化活動、清掃活動を想定していますが、小規模な美化活動、清掃活動についても、自治会町内会等を通じて確認できれば、有料化の対象としない扱いとすることも可能と考えます。</p>